



第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画の背景

国は平成15年7月に、抜本的な少子化対策を図るため「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から平成26年度の10年間、集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に対し「次世代育成支援地域行動計画」の策定と推進を義務づけました。これを受け、中央市では、平成20年3月に「中央市次世代育成支援地域行動計画」、平成22年3月に「中央市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、子どもの育成支援の推進を図ってきました。加えて、平成15年に「少子化対策基本法」、翌16年に「少子化社会対策大綱」、平成19年に「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成22年に「子ども・子育てビジョン」など、子育てと仕事の両立に関わる支援と取り組みが進められてきました。

平成24年に可決された子ども・子育て関連3法¹に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行となったため、本市においても「中央市子ども・子育て支援事業計画 ～親が子どもがいきいきプラン～」を平成27年3月に策定し、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等、子育て家庭の支援に努めてきました。

このたび、「中央市子ども・子育て支援事業計画 ～親が子どもがいきいきプラン～」の第1期計画期間が平成31年度（令和元年度）をもって満了となることから、計画の評価・見直しを行い、国の改定指針も踏まえたうえで、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画 ～親が子どもがいきいきプラン～」を策定いたしました。

¹ 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



2. 計画の目的

本計画は、本市における子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏まえ、市民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定しました。

3. 計画の名称

計画の名称は前計画の基本理念を継承し、「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画～親が子どもがいきいきプラン～」としました。

4. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づき、本市の最上位計画である「第2次中央市長期総合計画」に示された市の基本理念を踏まえ、市の子育てに関わる各種計画との整合性を図ったうえで策定しました。



5. 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項により、5 年ごとに策定することが義務づけられているため、令和 2 年度から令和 6 年度とします。

なお、最上位計画である中央市長期総合計画や、中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、関係性の強い中央市教育振興基本計画や中央市子どもの貧困対策推進計画の期間は次のとおりです。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2次中央市長期総合計画	→									
第2次中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略	←									
第2次中央市教育振興基本計画	←									
中央市子どもの貧困対策推進計画	→									
第2期中央市子ども・子育て支援事業計画 ～親が子どもがいまいきプラン～	←									